

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 ( 保 険 課 )

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)

鳥取県患者調査実施要領(健康対策課)

土地改良事業の認可(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

一般国道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始(〃)

廃川敷地等の生成(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿二五二一	平成二年九月二十一日
歯科ノサカクリニッケ	米子市西福原二二三七一	平成二年九月十九日
有限会社徳吉業局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三一七	平成二年九月十七日

### 鳥取県告示第八百十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 歯科ノサカクリ ニツク 有限会社徳吉業 局松並店	所 在 地 米子市西福原一二三七一	申出の受理の年月日 平成二年九月十九日
七	鳥取市松並町二丁目五〇三一	平成二年九月十七日

鳥取県告示第八百十八号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県患者調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県患者調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、鳥取県内の病院及び診療所（歯科に係るものを除く。以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病及び受療の実態を明らかにし、今後の保健医療施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

調査期日に医療施設を利用するすべての患者を対象とする。

三 調査期日

平成二年十月十六日から同月十八日までのうち、医療施設ごとに定め  
た日とする。

四 調査事項

この調査は、医療施設を利用する患者について、次に掲げる事項を調査するものとする。

- 1 性別及び出生年月日
- 2 住所（都道府県名又は市町村名）
- 3 入院・外来の別
- 4 受療の状況及び診療科名
- 5 診療費支払方法
- 6 受付又は入院の時間
- 7 救急車利用状況及び受診経路

五 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票を医療施設に郵送し、医療施設の管理者が自ら記入する方法により行う。

六 調査結果の公表

この調査の結果は、鳥取県患者調査報告書を作成して公表するものと

する。

鳥取県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）八上地区農道整備）を平成二年十月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国英中央地区農道整備）を平成二年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十一号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国坂地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十二号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）国分寺地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）に係る土地改良事業計画の変

更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成二年十月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 一八一号	区 間 米子市長砂町七六地先から同 市道笑町四丁目一五六地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	一一・〇〇	二二〇・〇
		変更後	一一・〇〇 二二三・〇	二二三・三

鳥取県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成二年十月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 一八一号	区 間 米子市長砂町七六地先から同市道笑 町四丁目一五六地先まで	供用開始の期日 平成二年十月十二日
-------------	---	----------------------

## 鳥取県告示第八百二十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川

## 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二年十月十二日

## 三 廃川敷地等の位置

西伯郡大山町今在家字清水坂ノ下八一―地先から同町今在家字河原林

## 一七〇―地先まで

## 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三、六六七・三四平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。